

ID: 124

担当部署: 福祉課

処分の概要	減免の取消し		
例規名 根拠条項	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例 第5条		
例規番号	令和2年条例第12号		
【基準】 第5条の規定による。 (減免の取消し) 第5条 町長は、偽りの申請その他不正の行為により介護保険料の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日